

警 察 署 協 議 会 議 事 録

協 議 会 名	令和7年第1回 仙台北警察署協議会
開 催 日 時	令和7年2月18日（火） 午後1時30分から 午後2時45分まで
開 催 場 所	仙台北警察署 6階大会議室
出 席 者 等	1 協議会委員～10名 出席委員～佐藤広行会長、梅津義政副会長、上釜真理副会長、 伊勢屋友子委員、菖蒲類委員、西嶋康雄委員、 田中康委員、高橋智男委員、寺下昌子委員、 菅野哲也委員 欠席委員～0名 2 警 察 署 側～12名 署長、副署長、刑事官、副参事、警務課長、留置管理課長、生活安全課長、地域課長、刑事第一課長、刑事第二課長、交通課長、警備課長
議 事 概 要	別紙のとおり
備 考	

備考 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、添付すること。

別 紙

【報告事項】

1 令和6年中における交通死亡事故発生状況について

【警察署の業務に関する意見の聴取等】

- 1 委員から、「警察犬の費用は、どのようになっているか。麻薬探知犬などの今後はどのようになっているのか知りたい。」との意見があり、刑事第一課長から、「警察犬は都道府県警察で保有する「直轄警察犬」と、民間に嘱託している「嘱託警察犬」があるが、宮城県警察では直轄警察犬は保有しておらず、全て嘱託警察犬となる。令和6年の嘱託警察犬は、12訓練所、23頭（うち名誉警察犬12頭）である。なお、名誉警察犬とは、嘱託期間が通算5年以上の警察犬をいう。費用に関しては、事件捜査関係で出動する場合には、公費負担で出動手当及び警察犬の所有者に対する謝金が支払われる。一方、行方不明関係の場合は、不明者家族の個人負担となるほか、訓練所から現場までの移動費などもかかる。その他、訓練所に対して嘱託警察犬の頭数などに合わせた飼育奨励金が公費で支給される。麻薬探知犬については、麻薬類の密輸入を防止する目的で全国の税関に配備されているものであり、警察では保有していない。」旨の説明をした。
- 2 委員から、「去年は逆走事故が多く報道され、事故内容も悲惨な事故が多かった。ナビゲーションの会社、車製造会社等それぞれ新しい製品を作っていると思うが、新しいアイデア、対策を広く募集する企画があって良いのではないか。広報や告知にも繋がると思うし、特許商品のように意外なアイデアが寄せられるかもしれない。」との意見があり、交通課長から、「去年も全国的に逆走を原因として死亡事故等の重大事故が発生しており、その対策が急務となっている。令和6年中の県内の高速道路における逆走事案の状況について説明すると、逆走による交通事故の発生はなかったものの、逆走の通報が42件寄せられている。逆走理由については大きく3つあり、「認知症の疑いにより逆走理由を説明できないもの」、「地理不案内によるもの」、「漫然運転によるもの」となっている。また、逆走開始場所は、「インターチェンジのランプ出口からの誤進入」、「インターチェンジランプ上でのUターン」となる。本県の逆走開始場所の特徴として三陸自動車道鳴瀬奥松島料金所以北が無料区間となっていることから、出入り自由となっている同区間の各ランプからの誤進入が多く発生している。逆走防止対策の現状は、「サービスエリアやパーキングエリアにおけるチラシ等の配布や新聞による広報啓発」、「インターチェンジ付近の各種看板、路面への誘導表示導流レーンマークの設置」等を実施しているところであるが、新しいアイデアを広く募集することは有用であると考えます。今回の委員の提案について交通事故防止を担当する本部交通企画課へ問合せたところ、「今後、アイデア募集の手法等について検討したい」とのことであった。逆走事故防止対策については広く社会全体で考えることが重要であり他人事ではない、という意識の醸成が重要と考えているので、今後とも変わらぬ協力を依頼する。」旨の説明をした。
- 3 委員から、「以前は、地域の交通安全協会が主催する交通安全教室や講習会は、

地域の方の参加も多く、身近な交通安全意識向上に役立っていたように思う。最近では加入する方も少なくなり、交通安全協会としての活動にも影響が生じてきているように思われる。今後何らかの対策は予定されているのか。」との意見があり、交通課長から、「交通安全協会への加入率は年々低下しており、実際、各種交通事故防止活動への支障が出るのが危惧される。仙台北地区交通安全協会について説明すると令和5年度の加入率は24.7%で、4人に1人程度しか加入していない状況である。その他の地区についても概ね20%から40%程度となっている。加入率低下の大きな要因は交通安全協会へ理解不足だと考えられる。本年3月から証紙販売のキャッシュレス化が導入されることにより免許更新時の加入促進の声がけも困難となり、ますます加入率が低下することが危惧される。加入率増加へ向けた取組みの一例として県免許センターにおいて交通安全協会の活動内容をパネルで紹介したり、黄色いランドセルカバーや反射材等の交通安全協会の会費活用例を紹介する等の取組みを行っている。交通安全協会は交通事故抑止活動へ大きく貢献しており、このまま加入率が低下すると各種交通安全活動に大きな支障をきたすおそれがある。当署としては今後、交通安全協会との合同キャンペーン等を通じて交通安全協会の活動への理解を深める活動を行っていきたいと考えている。引続き交通安全協会の活動への理解と協力をお願いしたい。」旨の説明をした。

- 4 委員から、「愛宕上杉通をよく運転するが赤信号で車が停止中、自転車が車の間をすり抜けていくのをよく見かける。バイクと違い、音もなくすり抜けていくのでヒヤッとする。歩道には、自転車専用レーンがあるがバイク感覚で猛スピードで運転しているように見える。自転車のマナーの低下をどう改善していくのが良いのか、一市民として考えたい。」との意見があり、交通課長から、「自転車の走行マナーの改善については大きな課題となっており、継続した広報啓発と指導取締りが重要であると考えている。広報啓発については昨年も仙台市と協働して市内交差点等において街頭キャンペーンを複数回実施しているほか、広瀬中学校を自転車マナーアップモデル指定校に指定して自転車に乗る機会が増える中学生からマナー浸透を図る施策等を実施している。また、自転車の指導取締りに関しては飲酒・信号無視・携帯電話・無灯火等の悪質危険な違反に関しては検挙する方針で臨んでおり、昨年は当署管内において130件以上の交通違反を検挙している。他方で、自転車が安易に車両の側方を通過するのは危険な行為でもあり、実際、当署管内においても、委員のお話と類似した状況下において自転車と車が衝突する交通事故が発生していることから、自転車と車の相互に対して、その危険性に関して引続き指導・広報啓発を実施していきたい。」旨の説明をした。

- 5 委員から、「SEIYU柏木店の交差点において、大学病院方向から通町小学校の方角に右折しようとする、直進している車が多い関係でせいぜい1台の車しか右折できない。せめて数台右折できるように右矢印の信号表示を追加してほしい。この要望は地元住民からの要望で、令和3年12月に仙台北署に対し検討を依頼したが、「右矢印の信号表示は難しく、現状のまま」との回答を受け、住民説明で納得して貰ったが、今年に入り他の複数の住民からも強い要請があったので再要望する。」との意見があり、交通課長から、「再度、交差点の交通状況について確認したところ、要望のように右折しにくい状況が確認できた。また、同所は他の地域住民からも要

望があることから、今後、同交差点について右折矢印の信号設置に向けて警察本部の担当部署へ設置検討に関する報告を行いたい。ただし、交通信号機の予算が非常に限られている中での要望となる点だけ了承願いたい。」旨の説明をした。

- 6 委員から、「現在、大学サークルで行った防犯教室などの活動について問い合わせが増えている。地域住民の方の防犯意識やボランティア活動への関心が高まっているのだと感じる。そうした人が簡単にボランティア活動等の情報を取得できると良いと思うが、警察や防犯協会、学生団体が行っているボランティア活動を一括にまとめた冊子やサイトページがあるならば教えて貰いたい。」との意見があり、生活安全課長から、「ホームページやSNSで情報発信が容易になった昨今、各ボランティア団体の活動についてはそれぞれの団体で独自の情報発信活動を行っている。宮城県防犯協会連合会や仙台市防犯協会連合会のホームページでは、季節ごとの地域安全運動や総会等の活動状況を紹介しており、当地区である仙台北地区防犯協会連合会をはじめとした仙台市内の各地区防犯協会連合会の活動も紹介されているので参考にされたい。」旨の説明をした。
- 7 委員から、「闇バイトに関する高校や大学での注意喚起の出前講座開催のニュースを目にすることが多い。学校単位での講座は大いに効果があると思うので、今後も継続して開催してほしいと思う。」との意見があり、生活安全課長から、「闇バイト加担防止に関する講話の要望は多く、当課にも管内の学校等から依頼が多く寄せられている。闇バイトへの加担事案は、県内でも確認されており、若者がSNSを通じて知らない土地に連れ出され、特殊詐欺に加担させられるというケースも確認されている。このような状況から、闇バイトへの加担はもはや関東圏等の都市部の話ではなく、SNSの利用等により、身近な若者がその入口に容易にたどり着くものとして認識して、一人一人がその世界へ踏み入れない、闇バイトに加担しないように、あらゆる機会を通じて呼び掛けていきたい。」旨の説明をした。
- 8 委員から、「昨今の闇バイト等若者が犯罪に関わる事件が多発している。若者への防犯の啓発活動等、どのような対策をしているか教えて欲しい。」との意見があり、生活安全課長から、「昨今、闇バイトへの関心が高まっており、各学校から要望が多数寄せられる加担防止講話において、若者へ闇バイトの実情や人生で被る多大な不利益等を伝え、その加担防止を図っている。当署では、昨年11月末に携帯電話不正利用防止法違反で3人を逮捕している。この事件は、SNSや学校の交友関係を背景に「携帯電話を契約して渡すだけでお金がもらえるバイトがある。」という口コミが県内の高校生や大学生の間で広がり、罪の意識のないまま闇バイトに手を染めることとなってしまった案件である。よって、当署としては、あらゆる刑罰法令を駆使した取締りにより、日ごろからの呼び掛けと合わせて、今年も「事件検挙による抑止と広報による抑止対策の両輪」により、闇バイト対策を進めていきたい。」旨の説明をした。